

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年7月5日

国土交通省関東地方整備局
横浜港湾空港技術調査事務所長 高橋 康弘

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、適切な温度管理のもと、静穏な環境においてベンダーエレメントを組み込んだ、 10^{-5} mm オーダーで変位による圧力制御ができる高性能三軸圧縮試験機を使いこなすことができ、粘性土の最終的なせん断過程に至る前の力学特性に関連するせん断剛性率を評価できること、及び土のひずみ速度を超低速（約 $3 \times 10^{-8} \text{s}^{-1}$ ）から高速（約 $3 \times 10^{-5} \text{s}^{-1}$ ）まで自由に制御できる定ひずみ速度載荷圧密試験機を使いこなすことができ、剛性が高い砂杭と剛性が低く圧縮性が高い粘性土との側方圧力に関する相互作用を評価できること、並びに高塑性粘土におけるサンドコンパクションパイル（以下、SCP という）改良施工の状況を三軸圧縮試験にて再現できる能力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な特殊な技術力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和4年度 サンドコンパクションパイルの杭間地盤の強度増加評価に関する研究委託

(2) 業務内容

- 1) 高塑性粘土における SCP 高改良率での杭間粘土について三軸圧縮試験にて再現し、強度増加を検討する。なお、実験では 10^{-5} mm オーダーで変位による圧力制御ができる高性能三軸圧縮試験機を用いるものとし、SCP 高改良率の設定は三軸圧縮試験の再現限界とする。
- 2) SCP 高改良率の施工を想定した杭間粘土の伸張量について検討し、高塑性粘土における SCP 施工時の力学特性について検討する。なお、土のひずみ速度を超低速（約 $3 \times 10^{-8} \text{s}^{-1}$ ）から高速（約 $3 \times 10^{-5} \text{s}^{-1}$ ）まで自由に制御できる定ひずみ速度載荷圧密試験機を用いた実験により検討するものとする。

(3) 履行期限

令和5年3月23日

3. 業務目的

本業務は、横浜港の港湾建設に資するために横浜港新本牧地区の地盤を想定し、SCP の杭間地盤における強度増加の評価を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 参加意思確認書の提出期限の日から特定する日までに関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本業務を遂行するために以下のことが可能であること。

- ① 適切な温度管理のもと、静穏な環境においてベンダーエレメントを組み込んだ、 10^{-5} mm オーダーで変位による圧力制御ができる高性能三軸圧縮試験機を使いこなすことができ、粘性土の最終的なせん断過程に至る前の力学特性に関連するせん断剛性率を評価できること。
- ② 土のひずみ速度を超低速（約 $3 \times 10^{-8} s^{-1}$ ）から高速（約 $3 \times 10^{-5} s^{-1}$ ）まで自由に制御できる定ひずみ速度載荷圧密試験機を使いこなすことができ、剛性が高い砂杭と剛性が低く圧縮性が高い粘性土との側方圧力に関する相互作用を評価できること。
- ③ 高塑性粘土における SCP 改良施工の状況を三軸圧縮試験にて再現できること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒221-0053 神奈川県横浜市神奈川区橋本町 2-1-4
国土交通省関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所総務課品質管理係
電話 045-461-3892

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 4 年 7 月 5 日から令和 4 年 7 月 26 日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く毎日 9 時 15 分から 18 時 00 分まで（最終日は参加意思確認書提出時刻である 12 時 00 分まで））

(1) に同じ場所で配付する。

交付方法：書面にて交付する。なお、交付を受ける際には応募要件を満たす者の関係者であることを証することのできる社員証等の身分証明書を持参すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 4 年 7 月 26 日 12 時 00 分

提出場所：(1) に同じ。

提出方法：持参、郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によるものとし、提出期限までに必着するものとする（FAX、電子メール等によるものは受付しない。）。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：別途通知する。

(4) 詳細は説明書による。